

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

熊谷市農業委員会長 あて

届出者 譲受人 氏名 熊谷太郎
譲渡人 氏名 熊谷次郎

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名		住 所		
	譲 受 人	熊谷 太郎		熊谷市弥藤吾〇〇〇番地		
	譲 渡 人	熊谷 次郎		熊谷市妻沼〇〇〇番地		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面 積	土地所有者 住所・氏名	耕 作 者 住所・氏名
			登記簿 現 況	m ²		
	熊谷市弥藤吾字〇〇	〇〇番〇	畑 畑	〇〇〇	熊谷市妻沼〇〇〇番地 熊谷 次郎	熊谷市妻沼〇〇〇番地 熊谷 次郎
	以下余白					
計 〇〇〇 m ² (田 m ² 畑 〇〇〇 m ² 採草放牧地 m ²)						
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権 利 の 種 類	権 利 の 設 定 移 転 の 別	権 利 の 設 定 移 転 の 時 期	権利の存続期間	そ の 他	
	所有権	設定 移転	受理後	永年	売買	
4 転用計画	転 用 の 目 的	自己用住宅				
	転 用 の 時 期	工 事 着 工 時 期	受理後			
		工 事 完 了 時 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
	転用の目的に係る事業又は施設の概要	木造〇階建 〇棟 〇〇〇m ²				
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	被害が生じるおそれがない場合 付近に農地はなく、被害は生じないため、防除施設の必要はありません。					
	被害が生じるおそれがある場合 ※被害の防除施設の概要等を具体的に記載してください。 コンクリートブロック擁壁を設置し、土砂流出を防除します。 万が一、被害が生じた場合は、責任を持って対応します。					

受 理 通 知 書

熊 農 委 第 号
令 和 年 月 日

熊谷市農業委員会長

印

上記による届出については、これを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。

農地法第5条(市街化区域)の転用手続について

令和7年7月

届出は、随時受付けています。

1 転用にあって

- ・過去に転用届出済で、既に目的どおりの転用行為がされた土地については、法務局で地目変更登記を行ってください。
- ・分筆が必要な場合は、原則として、分筆を行ってから手続をしてください。
- ・転用する土地が区画整理地内の場合には、仮換地証明、仮換地指定図及び重ね図を添付してください。また、土地の表記にあたっては、従前地の情報(地番、地積など)を黒字で記入し、その下段に**仮換地の情報を朱書き**してください。

2 農地法第5条の届出に係る添付書類等一覧

*農地法第5条届出書(3枚)		(市街化区域内の農地を取得又は借り受けするにあたって、転用する場合)	
添付書類	1部	添付書類	1部
1. 土地全部事項証明書 (原本、法務局で発行された発行後3か月以内のもの)		5. 委任状(代理申請の場合) 第5条の届出の場合は譲渡人、譲受人双方	
2. 本人確認書類 ・下部に記載の「本人確認書類について」を参照してください。 ・法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書を提出してください。		6. 土地区画整理事業地内の場合 ・仮換地証明書(又は土地家屋の所在証明) ・仮換地指定図 ・重ね図	
3. 位置図(くまっの地形図等) 届出地の位置、方位を明示 縮尺は1/10,000から1/50,000としてください。		7. その他必要とされる書類 ・所有者の土地全部事項証明書の住所が現住所と異なる場合は、現住所への推移が確認できる書類(住民票等) ・届出書の内容により、別途書類の提出をお願いすることがあります。	
4. 公図の写し(発行後3か月以内のもの) 届出地位置を朱書きで明示			

※以下の事項に該当するものは、事前に手続を済ませておいてください。()内は手続き先

- ・土地改良区の受益地区内にある場合 (届出地を管轄する土地改良区)
- ・農業者年金(経営移譲年金)受給者である場合 (農業委員会事務局)
- ・国土利用計画法の手続を必要とする場合 (都市計画課)
- ・届出地が生産緑地指定農地である場合 (都市計画課)
- ・譲渡人が相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている場合(税務署)

・本人確認書類について

届出者が窓口へ届出書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかを提示するか、写しを提出してください。(有効期間があるものは、その有効期間内のものに限りします。)また、第5条の届出の場合は、譲渡人、譲受人双方の本人確認が必要となります。

ただし、代理人が持参する場合や郵送する場合は、届出者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を提示ではなく、その写しを提出してください。

【1点の確認が必要なもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書 等

【2点の確認が必要なもの】

健康保険の被保険者証(又は資格証明書)、年金手帳又は在学証明書 等

※1 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合、個人番号の部分は黒く塗潰す等、番号が見えない加工をした上で提出してください。

※2 届出者が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書により確認します。

・転用後は、**地目変更登記を忘れずに行ってください。**

・**受理通知書は、再発行いたしません**ので、大切に保管してください。

・届出書提出から受理通知書交付までに、土日等休日を除き5日程度かかります。

●お問い合わせ先 熊谷市農業委員会事務局(妻沼庁舎) 電話048-588-9985